

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (勅令日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペリ	予防接種体制整備計画のための贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	予防接種体制整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	146,000千円 H24.1.31まで	H21.2.6 パペコで (同日)	日本側 中川幸子在ペリ大使 ペリ側 モクタール・ウア シス外務・国際協力大臣	H21.3.2 98号
ペリ	第二次ペリ－セネガル南回廊道路橋梁建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	第二次ペリ－セネガル南回廊道路橋梁建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	15,000千円 H23.5.31まで	H21.2.6 パペコで (同日)	日本側 中川幸子在ペリ大使 ペリ側 モクタール・ウア シス外務・国際協力大臣	H21.3.2 99号
ペリ	カタナイ市教員養成学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	カタナイ市教員養成学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	687,000千円 H22.3.31まで	H21.3.19 パペコで (同日)	日本側 中川幸子在ペリ大使 ペリ側 モクタール・ウア シス外務・国際協力大臣	H21.4.6 174号
ペリ	食糧援助に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	840,000千円 H22.4.30まで	H21.4.23 パペコで (同日)	日本側 中川幸子在ペリ大使 ペリ側 モクタール・ウア シス外務・国際協力大臣	H21.5.12 282号
ペリ	第二次ペリ－セネガル南回廊道路橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	第二次ペリ－セネガル南回廊道路橋梁建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	655,000千円 H26.12.31まで	H21.5.22 パペコで (同日)	日本側 中川幸子在ペリ大使 ペリ側 モクタール・ウア シス外務・国際協力大臣	H21.6.10 319号
ペリ	ペリ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	ペリの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むペリが合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	600,000千円 -----	H21.5.22 パペコで (同日)	日本側 中川幸子在ペリ大使 ペリ側 モクタール・ウア シス外務・国際協力大臣	H21.6.10 320号
ペリ	第三次ペリ－セネガル南回廊道路橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	第三次ペリ－セネガル南回廊道路橋梁建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,528,000千円 H26.12.31まで	H21.7.7 パペコで (同日)	日本側 中川幸子在ペリ大使 ペリ側 モクタール・ウア シス外務・国際協力大臣	H21.7.24 391号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月△日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。